

生徒指導諸規程

I 生活に関する規定

第1章 服装・身だしなみ

第1条 学校指定のブレザー・ズボン・スカート・ネクタイとし、左襟に校章をつけること。ただし、夏季は学校指定のポロシャツ・カッターシャツ・ズボン・スカートとする。

- (1) 女子のスカートはひざ頭にかかる丈であること。
- (2) ポロシャツの第2ボタンは必ず留めておくこと。
- (3) 夏服・冬服の併用は禁止する。

第2条 カッターシャツは白無地のスクールシャツとする。レギュラーカラーの長袖のみとし、下着は華美でないものを着用すること。ブレザー・セーターを着用する場合には、第1ボタンを留めて、ネクタイを着ける。

第3条 ベスト・セーター・サマーカーディガンは学校指定のものとする。

第4条 靴下・ストッキングの色は華美でないものとする。

第5条 通学靴は安全面に配慮したものを着用する。(スリッパ・クロックス・サンダル類やヒールタイプが付いたものは不可とする)

第6条 防寒着については、制服ブレザーの上に着ること。色は華美でないものとする。登下校時のみ、教室までの着用は認めるが、それ以外は校内で着用しないこと。

第7条 通学靴は、教科書などを持ち帰ることができる大きさの、機能性を考慮したものを持参する。

- (1) 他校の靴や中学校で使用している靴(中学校指定の靴)は不可とする。
- (2) 高級な靴を持参することは控えること。

第8条 パーマ・エクステンションなどによる頭髪の変形や変色は禁止する。髪をくくる、あるいは留める場合、華美でないものを使用すること。

第9条 マニキュア・ピアス・イヤリング・色付きリップ等の化粧品及び装身具やカラーコンタクトの使用を禁止する。